

## 達成状況確認の詳細（現場閉所）

### 1 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ・天候不順（降雨、猛暑、降雪等）により、予定外の現場閉所日となった場合は、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理は、対象期間外とする。
- ・発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、原則設定しない。

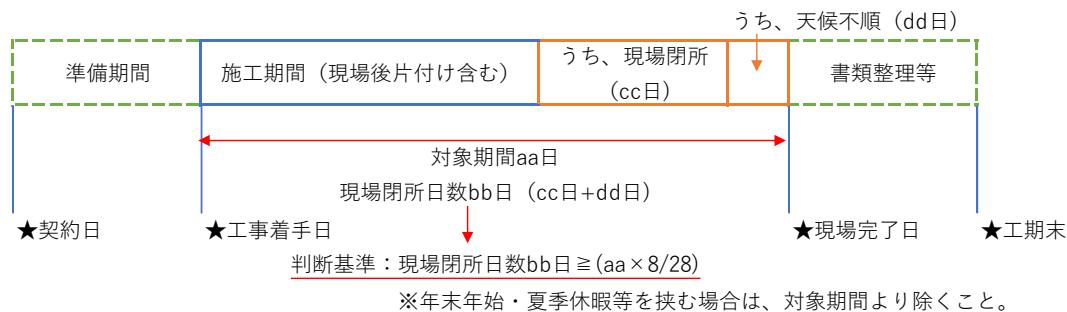
### 2 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- ・計画・実施工程表による現場閉所の達成の判断基準は以下による。

$$\text{計画・実施工程表による現場閉所日数} \geq \text{計画・実施工程表による現場閉所日数} (\text{計画・実施工程表} \times 8 / 28)$$

*<参考イメージ>*



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

- ・地域貢献等として、工事施工範囲外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等のみを行った場合は、現場閉所と扱うものとする。

(月単位の4週8休の達成の考え方)

## (暦上週2日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月の考え方)

暦上週2日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上(28.5%以上)を達成しているものとみなす。

例1						
黄色塗：現場閉所日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

例2						
灰色塗：対象期間外 黄色塗：現場閉所日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

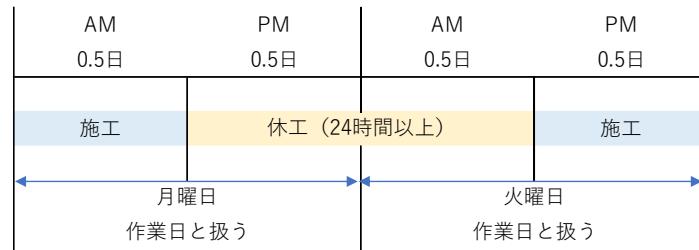
## (対象期間が7日に満たない月の考え方)

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

例3						
灰色塗：対象期間外						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

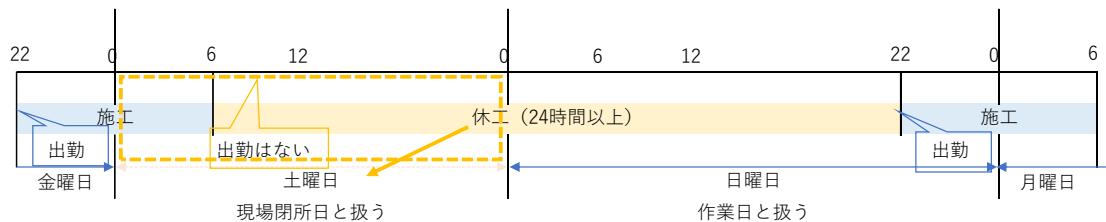
### (半日、夜間の基本的な考え方)

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



上記の場合、月曜日・火曜日ともに出勤するため、24 時間以上の連続した休工を行っても現場閉所日ではない。

- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



上記の場合、土曜日は出勤せず、金曜日継続作業完了後（土曜日の 6 時）、24 時間以上の休工を確保できるため、現場閉所日として扱う

### (その他の考え方)

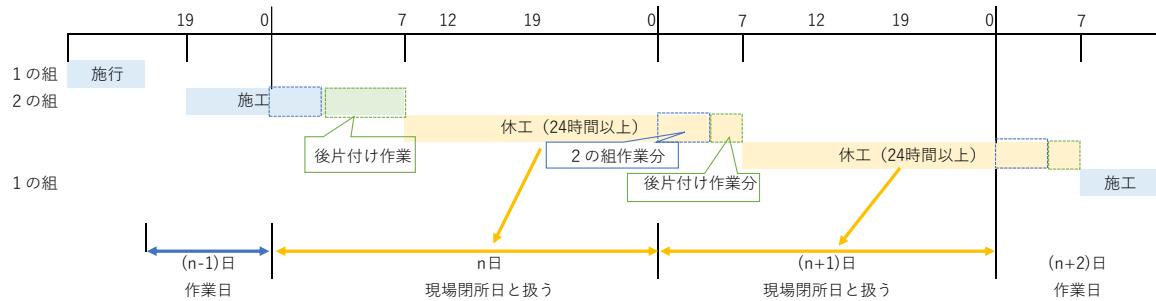
- ・工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

#### (1) トンネル工事

- 1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

- 2) 2 方施工の 2 の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後 24 時間もしくは 48 時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2 方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

- 1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所日として取り扱うこととする。

(3) 道路維持工事、作業等

- 1) 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする。
- 2) 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき 4週 8休以上の休日を確保している場合に限る。

(4) 施工箇所が点在する場合

施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で休工した場合に現場閉所日として取り扱うこととする。

### 3 現場閉所の目安について

積み上げ積算及び率計上分に関しては、下記を参照し、適切に考慮するものとする。

		現場閉所 としない	現場閉所 とみなす
積み上げ積算に関する作業		○	
運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
	工事施工上必要な建設機械器具の 運搬等に要する費用	○	
準備費	準備及び後片付けに要する費用	○	
	調査、測量、丁張等に要する費用	○	
	準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、 すりつけ等に要する費用	○	
安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		○
	不稼働日の保安要員等の費用		○
	安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料	○	
率 計 上 分	品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用	現地試験 ○	室内試験 ○
	出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	測量 ○	現場外 ○
	工程管理のための資料の作成等に要する費用		現場外 ○
	完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用		現場外 ○
	建設材料の品質記録保存に要する費用		現場外 ○
	コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	○	
	微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用	○	
	PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	○	
	トンネル工(NATM)の計測 A に要する費用 ※計測 B については積み上げとなるが、実施する場合は別途、技術管理課に相談すること。		○
	塗装塗膜厚施工管理に要する費用	○	
営繕費	溶接工の品質管理のための試験等に要する費用	○	
	建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用		現場外 ○
	現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
	労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に 要する費用	現場内 ○	現場外 ○
	倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○

※現場外とは、工事現場及び現場事務所以外を指す。